

江田島市アウトソーシング基本方針



平成 2 8 年 3 月

江 田 島 市

目次

1	はじめに	・・・ 1
2	アウトソーシングの定義と目的	・・・ 2
	(1) アウトソーシングの定義	
	(2) アウトソーシングの目的	
3	アウトソーシングの基本的な考え方	・・・ 2
	(1) 効率的な行政運営に向けた民間活力の活用	
	(2) 市民と行政の協働の推進	
	(3) 行政責任の確保	
4	アウトソーシング対象業務の選定	・・・ 3
	(1) 市が直接行うべき事業	
	(2) アウトソーシングに適した業務	
5	アウトソーシング導入の判断	・・・ 3
	(1) サービス水準の維持向上（顧客主義の視点）	
	(2) コスト削減（財務的な視点）	
	(3) 業務の再構築（業務プロセス改善の視点）	
	(4) 市民協働の推進（市民と行政との役割分担の視点）	
6	アウトソーシングの手法と期待される効果	・・・ 4
7	アウトソーシングの導入手順	・・・ 5
	(1) 対象事業の選定フロー図	
	(2) 導入の手順	
8	アウトソーシング先を選定する際の注意事項	・・・ 6
9	適正な管理	・・・ 6
	(1) 評価と見直し	
	(2) 個人情報保護	
	(3) 進行管理	
	【参考1】アウトソーシングを検討する事務事業の類型	・・・ 7
	【参考2】アウトソーシングに関連する各種計画（抜粋）	・・・ 8

1 はじめに

本市では、平成18年に、「行財政改革大綱」を、平成22年には「第2次行財政改革大綱」を策定しました。これにより、合併を契機に顕在化した過剰の解消や、スリムな行政体制の構築を目指し、将来にわたって持続可能な江田島市を構築していくために、その基礎固めを行ってきました。

これまでの取組は、一定の効果をもたらしましたが、一方で、少子高齢化による税収減や、普通交付税の合併特例加算の縮減により、平成31年までに約14億円の財源不足が見込まれ、今後も一層厳しい財政状況が続くことが予想されます。平成28年度以降の国の方針も、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）を推進するとしています。具体的には、地方自治体が行う業務において、民間に委託しているものとして、段階的に地方交付税に反映させるものとしています。

本市では、平成27年4月に「第3次行財政改革大綱」を策定しました。この中で、民間委託（以下「アウトソーシング」という。）が可能で、効率的であると思われる業務については、今後、積極的に推進し、取組を進めていくこととしました。

本方針は、第2次江田島市総合計画で目指す「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現を目指し、更なる行政サービスの効率化を図るため、施設運営や業務への民間活力の導入を模索するとともに、既にアウトソーシングされている事業についても見直しを行い、民間活力を活かした行政運営を推進するための基本的な方針を示したものです。

2 アウトソーシングの定義と目的

(1) アウトソーシングの定義

アウトソーシングとは、「外部に資源を求めること」と直訳されます。一般的には外部委託の意味で使われていますが、企業経営においては、組織の中核となる分野以外を外部に委託（外注化）することで、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を中核的業務に特化することを目的とした手法を指すものとして用いられています。

これを踏まえ、本市では、市職員が直接執行している事務・事業及びこれに付随する業務の一部又は全部を外注化することを「アウトソーシング」と定義します。

(2) アウトソーシングの目的

第2次江田島市総合計画で目指す「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に向け、市民満足度の向上を念頭に置きながら、予算や人員等の限られた行政資源を適切に配分し、生産性や効率性を最大限に高める行財政運営を目的とします。

3 アウトソーシングの基本的な考え方

(1) 効率的な行政運営に向けた民間活力の活用

厳しい財政状況が続くと見込まれる中、市民サービスを維持していくためには、限られた資源を有効かつ効率的に活用しなければなりません。民間活力を導入することにより、市民満足度が向上し、行政運営の効率化が図られる場合、活用を推進します。

(2) 市民と行政の協働の推進

第2次江田島市総合計画にある、「市民参画による協働のまちづくり」を進めていくため、アウトソーシングを単に民間企業だけでなく、地域の自治組織やNPO等の市民団体及び個人にも移譲していき、市民と行政の協働を推進します。

(3) 行政責任の確保

導入した結果、市民サービスや満足度が低下することがないようにしなければなりません。最終的に責任を負うのは行政であるということを認識し、委託先が対象事業を適正かつ確実にを行うよう指導するなど、チェック体制を整備する必要があります。

4 アウトソーシング対象業務の選定

(1) 市が直接行うべき事業

行政が直接行うべきであると考えられる業務は、次のとおりです。

- ア 法令等の規定により、市が直接実施しなければならないもの
→ 戸籍抄謄本，印鑑証明等の発行等
- イ 許認可等の公権力の行使にあたるもの
→ 税の賦課，農地転用許可，障害等の受給資格認定等
- ウ 政策・施策の企画立案，調整，決定など市が自ら判断を伴うもの
→ 予算編成，条例制定，人事異動，各種計画決定等
- エ 重要な個人情報扱うものなど機密性の確保が特に必要なもの
(ただし，契約において，守秘義務を課すことにより問題を回避できる場合を除く。)

(2) アウトソーシングに適した業務

委託する事が効果的，効率的であると考えられる業務は，次のとおりです。

- ア 定型的業務
→ 定型的又は，大量の業務で，委託する事により行政運営の効率化や経費削減等が期待できるもの
- イ 専門的業務
→ 高度な技術や専門的な知識を必要とする業務で，民間の知識・技術を活用した方が効果的なもの
- ウ 企画運営業務
→ 各種イベントやチラシの制作等，民間の企画力やノウハウを活用することにより，効果的な運営が期待できるもの
- エ 施設管理運営業務
→ 公共施設の管理運営において，指定管理者制度等により効果的な運営が期待できるもの
- オ 現業的業務
→ 定型的な現業業務であるもの

5 アウトソーシング導入の判断

アウトソーシングの導入に当たっては，個別の事務・事業ごとに，次の視点に基づいた検証を行った上で，総合的に判断します。

(1) サービス水準の維持向上（顧客主義の視点）

民間事業者等が有するノウハウの活用及び市場原理の導入により，現行サービス水準の維持向上が図れるか検証します。

(2) コスト削減（財政的な視点）

事務・事業を執行する上で、コスト削減を図れるか検証します。

(3) 業務の再構築（業務プロセス改善の視点）

事務・事業の統廃合，職員配置や業務の見直し等により，事務の迅速化や専門的な業務への対応等，効率化を図れるか検証します。

(4) 市民協働の推進（市民と行政との役割分担の視点）

委託先を地域の自治組織やNPO等に委ねることにより，その活動の活性化や自立の促進及び市民満足度の向上を加速させ，協働によるまちづくりを図れるか検証します。

6 アウトソーシングの手法と期待される効果

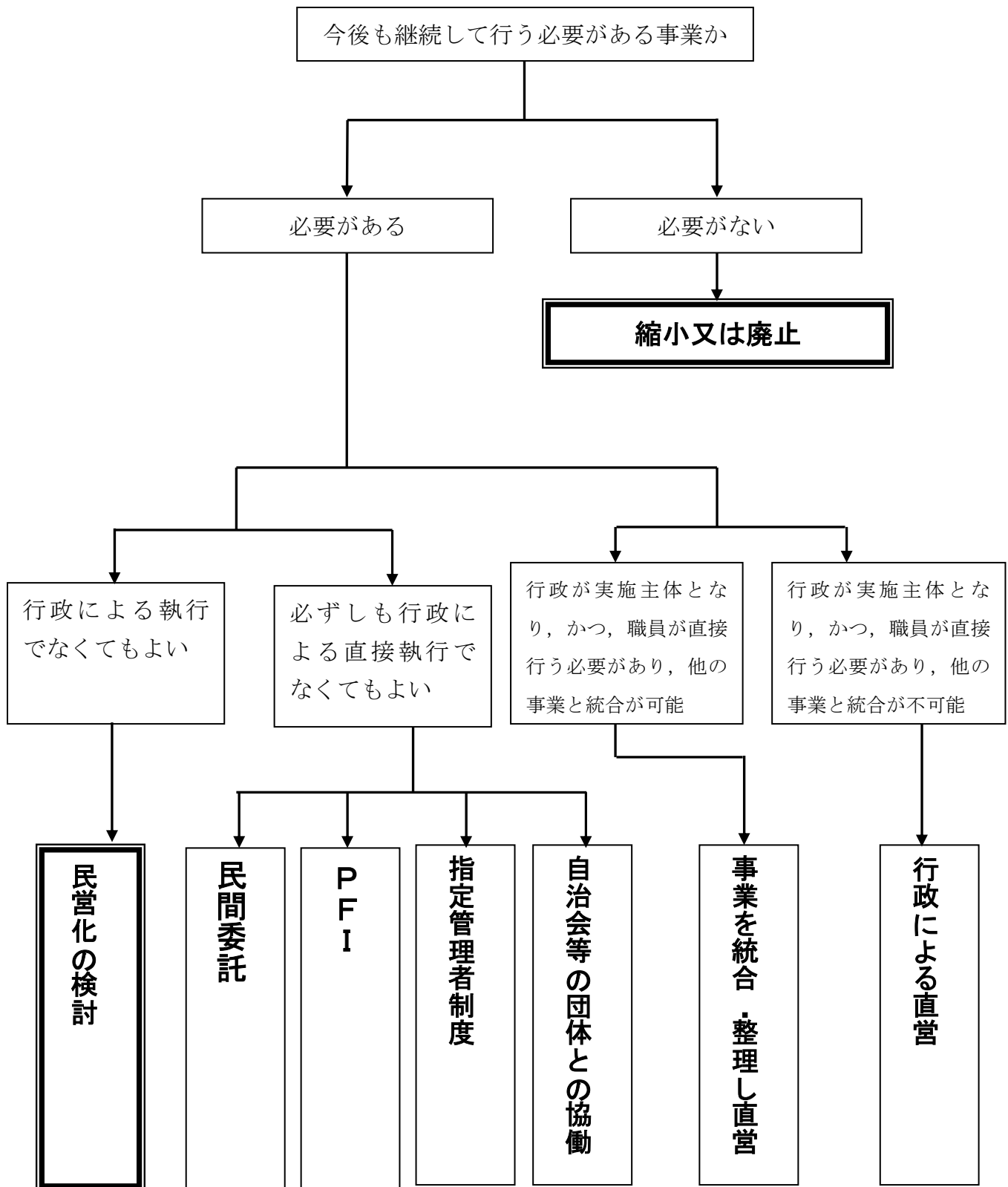
業務内容や手法の特性に応じて，どの手法が適切か検討します。それぞれの手法と効果については，次のとおりです。

手 法	説 明	期待される効果
業務委託	業務の一部を民間等に委託します。仕様書に従い，業務を行います。	契約の内容に沿って民間活力等を導入することで，事務処理の迅速化や業務効率の向上が図られます。
指定管理者制度	公共施設の管理運営について，指定した指定管理者に任せます。	民間の持つ能力を活用しつつ，サービスの向上を図るとともに，経費削減等が図られます。
P F I	民間の資金等を利用して公共施設の改修や建設を行います。	安価で高品質の公共サービスが提供できます。
民営化	行政としての業務を廃止し，民間が実施主体となります。行政は，撤退することとなります。	民間が持つノウハウが活用されることで，利便性の向上やサービス内容の充実が図られます。

7 アウトソーシングの導入手順

対象事業の選定フロー図を参考に事業を選定し、(2)の手順により進めていきます。

(1) 対象事業の選定フロー図



(2) 導入の手順

ア 業務の見直しと合理化

業務を見直し、簡素化及び合理化を行います。併せて、今後提供するサービス水準を設定します。

イ 市民への説明

市民サービスに密接に関係する事業については、十分かつ丁寧な事前説明を実施します。

ウ 条例等の整備

必要に応じて、関係条例等を整備します。

エ アウトソーシング先の選定

民間企業、地域の自治組織や個人等、委託する内容に応じ、適切かつ最大の効果が得られるよう相手先を選定します。

8 アウトソーシング先を選定する際の注意事項

アウトソーシング先を選定する際は、次の点について注意が必要となります。

- ◎ 競争原理、公平性、透明性及び適格性を確保すること。
- ◎ 業務内容に応じては、プロポーザル方式を採用する等、価格以外の要素も評価の対象とする選定方法を検討すること。
- ◎ 委託内容の精査を行い、明確な積算根拠に基づいた委託料を算出することにより、経費の縮減に努めること。

9 適正な管理

(1) 評価と見直し

委託後は、契約書、仕様書、定期的な報告書等により、業務内容を常に把握する必要があります。また、業務完了後は、費用対効果やサービス向上の度合い等の評価を行います。結果によっては、効果や実施に当たって、内容や委託料等の見直しを行い、漫然と契約することなく、定期的に見直しを行います。

(2) 個人情報の保護

個人情報を始め、守秘義務を課すものについては、契約や協定において明確に規定し、適正な管理を行います。

(3) 進行管理

具体的な取組として、アウトソーシングを進めていく際は、「江田島市アウトソーシング実施計画（仮称）」を作成するなどし、計画的な進行管理を行います。

【参考1】アウトソーシングを検討する事務事業の類型

種別	業務内容	例
定型的業務	マニュアル化等により、市が直営で行う場合と同様の結果が得られる等、業務が定型的なもの又は大量に発生するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電算入力・集計処理業務 ・データベース構築，データ管理・台帳整備 ・窓口サービス業務(各種受付，証明書発行等) ・給与・手当の計算，支給事務 ・文書・資料の整理保存業務 ・庁舎間の遞送業務
専門的業務	高度な技術，専門的な技術を必要とし，民間等の専門的な知識や技術及び設備を必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・技術関連業務（測量，設計） ・調査研究・分析・検定業務 ・情報化関連業務（システム開発，電算システム運用管理，ネットワーク管理等） ・債権回収
企画運営業務	各種イベント，啓発チラシ作成等，民間の企画・構想力・ノウハウを活用してより効果的な運営が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙，ホームページ及び啓発パンフレットの作成 ・各種イベントの企画・運営 ・研修，講座等の開催
施設の管理運営業務	公共施設の管理運営等，民間のノウハウや自主性を活用して，より弾力的・効果的な運営が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の管理運営 ・市営住宅管理運営 ・社会教育施設管理運営 ・道路維持管理業務 ・庁舎等の維持管理（機器の保守点検，修繕等）
現業的業務	主に現場で専門化された労務作業を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の運行 ・給食調理及び運搬業務

【参考2】アウトソーシングに関連する各種計画（抜粋）

（1）第3次江田島市行財政改革大綱（平成27年度～平成31年度）

6 重点取組項目

（5）アウトソーシングの積極的な利用

事務事業点検の評価等により、民間委託が可能で、効率的であると思われる業務については、業務委託を積極的に推進していくため、「アウトソーシング基本方針（仮称）」を策定し、計画的な民間委託を進めていきます。

また、現在、業務委託を行っている業務についても、その費用対効果を再検証し、より効果的な手法へ見直しを行います。

（2）第2次江田島市財政計画（平成27年度～平成31年度）

3 計画策定の基本的な考え方

第2次財政計画は、「第2次総合計画」や「第3次行財政改革大綱」との整合性を図り、次の考え方により、財政健全化方策を確立する。

（2）歳出

○公共施設等の総合的な管理

・市有財産の総合的かつ計画的な管理により、財政負担の軽減・平準化や財産の適正な配置の実現を目指し、トータル的な経費を節減する。

○民間委託の一層の推進

・事務事業点検の評価等により費用対効果を再検証し、アウトソーシングの積極的な活用など必要な見直しによる経費縮減を図る。